

# 第94号 木内々小学校バスケットゴール改修工事

令和4年度

発注者：おいらせ町

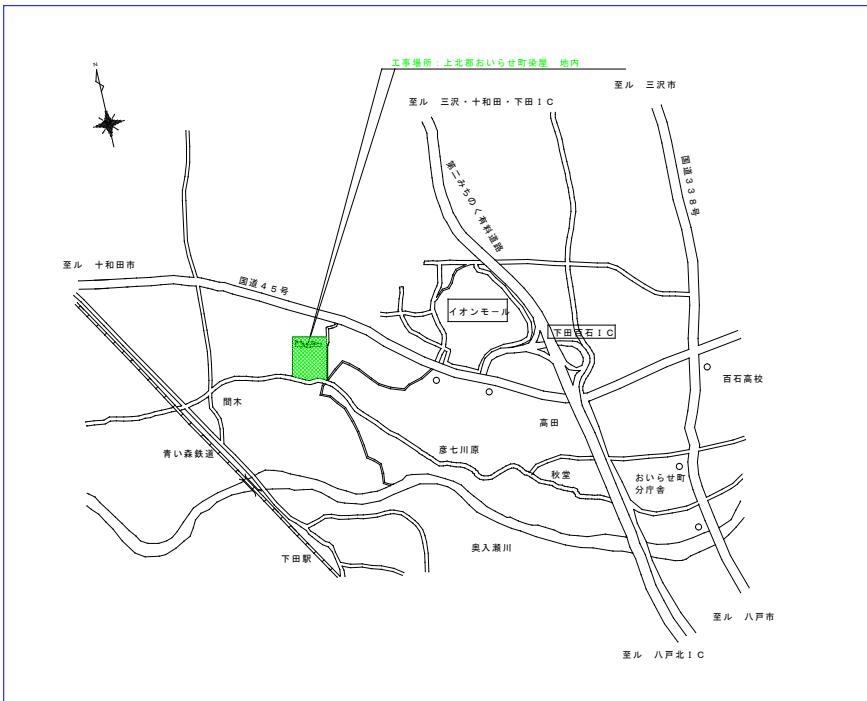




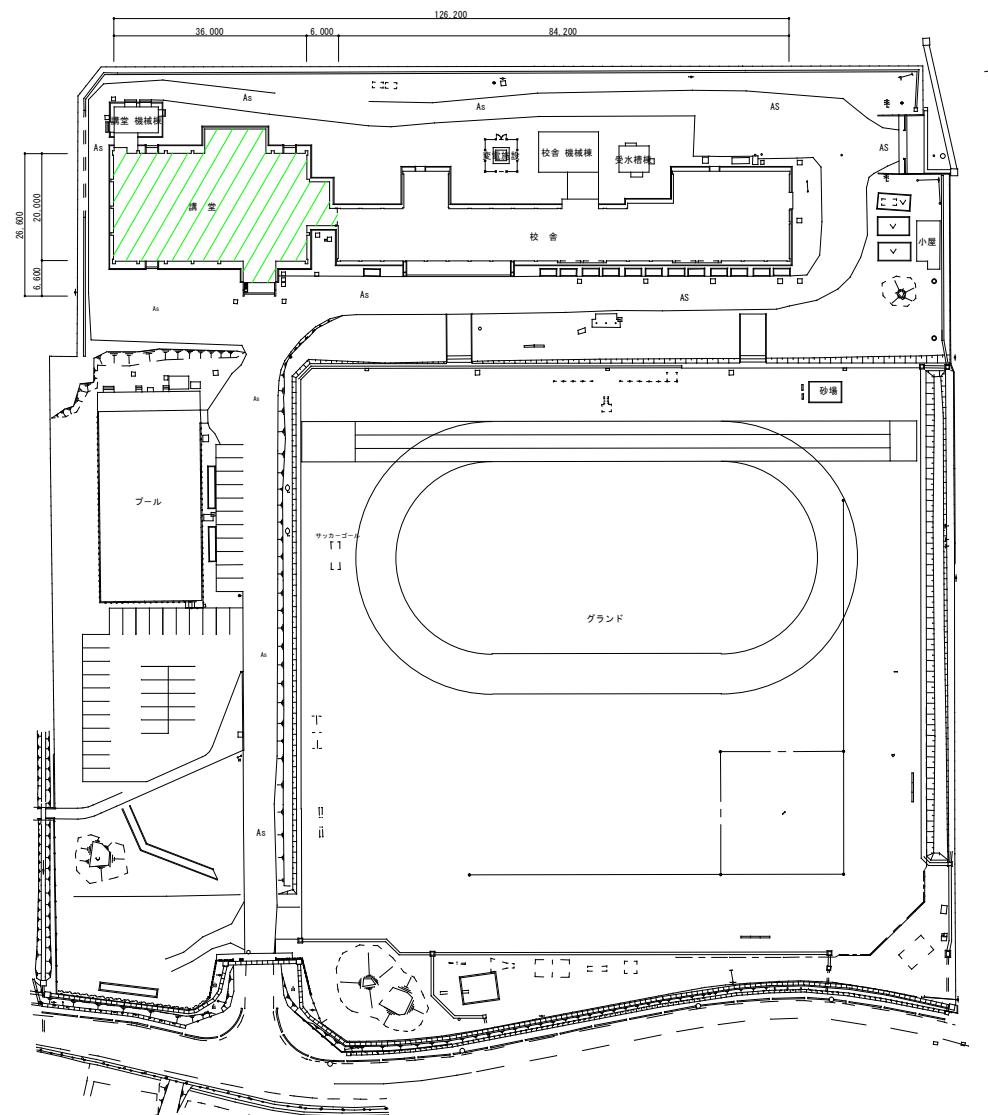


番	項 目	特 記 事 項	査	項 目	特 記 事 項	査	項 目	特 記 事 項																				
32	1 製剤	建設副資材の処理にあつては「建設副資材正規使用基準」及び「平成13年度建築工事における建設副資材管理マニアル・同解説(国土交通省)」によること。また、関係法令等に基づき適正な手続き及び処理をするとともに、再資源化により得られた建設材料の機能的活用を図ること。 （建設工事を係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」とい）、「第9条の規定による「対象建設工事」の場合による。）	33	1 製剤	建設副資材の処理にあつては「建設副資材正規使用基準」及び「平成13年度建築工事における建設副資材管理マニアル・同解説(国土交通省)」によること。また、関係法令等に基づき適正な手続き及び処理をするとともに、再資源化により得られた建設材料の機能的活用を図ること。 （建設工事を係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」とい）、「第9条の規定による「対象建設工事」の場合による。）	34	1 製剤	建設副資材の処理にあつては「建設副資材正規使用基準」及び「平成13年度建築工事における建設副資材管理マニアル・同解説(国土交通省)」によること。また、関係法令等に基づき適正な手続き及び処理をするとともに、再資源化により得られた建設材料の機能的活用を図ること。 （建設工事を係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」とい）、「第9条の規定による「対象建設工事」の場合による。）																				
建設副資材の適正処理	2 著前年の財務状況	再資源化は、契約締結前に、監督職員に対して建設リサイクル法第18条第1項の規定による認可（書面の様式は監督職員が提出すること）を行へ、認可時に交付した書面と同じもので契約書類提出者へ提出すること。		2 著前年の財務状況	再資源化は、契約締結前に、監督職員に対して建設リサイクル法第18条第1項の規定による認可（書面の様式は監督職員が提出すること）を行へ、認可時に交付した書面と同じもので契約書類提出者へ提出すること。		2 著前年の財務状況	再資源化は、契約締結前に、監督職員に対して建設リサイクル法第18条第1項の規定による認可（書面の様式は監督職員が提出すること）を行へ、認可時に交付した書面と同じもので契約書類提出者へ提出すること。																				
3 産業廃棄物税	本工事に付随して生じる産業廃棄物のうち最終処分場（中間処理施設経由を含む）に投入する産業廃棄物がある場合について は、荷主系産業廃棄物税が課税されるので道筋にて運営すること。なお、本事において「荷主系産業廃棄物税（中間処理施設経由を含む）に納入する産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物税相当額を見込んでいるものである。			4 建設副資材の処理	とりこしわにより発生する建設副資材は、下表の要領での受入れることとして検討している。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>施設の名称</th><th>地区の所在地</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>コンクリート塊</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>アスファルト舗装</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>建設土木材料</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名称	施設の名称	地区の所在地	備考	コンクリート塊				アスファルト舗装				建設土木材料					5 再資源化等の完了の報告	（報告書は「第9条の規定による「対象建設工事」の場合による。） 監督職員に提出すること。		6 伐木・伐根材の有効利用システム	伐木・伐根材が発生する場合は、樹種、部位別に分別し、1～3程度の長さに切断、土砂等を除き、1m未溝のものを含めて集積し、整然とした状態で引取請負業者に現地内に保管すること。現地内に保管できない場合は監督職員の指示に従う。保管に当たっては、荷主系産業廃棄物税が課税されるので道筋にて運営すること。また、監督職員の指示に従うこと。 （伐木・伐根材の有効利用システムと、発生した伐木・伐根材の発生情報をリンクさせ、監督職員が伐木・伐根材の発生情報をインターネット上に表示すること（内省は監督職員の指揮による）。）なお、これら有用に必要な要素は本工事に含まれている。	
名称	施設の名称	地区の所在地	備考																									
コンクリート塊																												
アスファルト舗装																												
建設土木材料																												
7 伐木・伐根材の有効利用システム	伐木・伐根材が発生する場合は、樹種、部位別に分別し、1～3程度の長さに切断、土砂等を除き、1m未溝のものを含めて集積し、整然とした状態で引取請負業者に現地内に保管すること。現地内に保管できない場合は監督職員の指示に従う。保管に当たっては、荷主系産業廃棄物税が課税されるので道筋にて運営すること。また、監督職員の指示に従うこと。 （伐木・伐根材の有効利用システムと、発生した伐木・伐根材の発生情報をリンクさせ、監督職員が伐木・伐根材の発生情報をインターネット上に表示すること（内省は監督職員の指揮による）。）なお、これら有用に必要な要素は本工事に含まれている。			8 建設工事区分	建：建築工事　機：機械設備工事(衛生)　電：電気設備工事(機関)　空：空調設備工事(空調、暖房) 其：エレベータ設備工事　別：別途工事		9 建設工事区分	建：建築工事　機：機械設備工事(衛生)　電：電気設備工事(機関)　空：空調設備工事(空調、暖房) 其：エレベータ設備工事　別：別途工事																				
工事区分	内 容			対象工事区分			対象工事区分																					
工事区分	内 容			建	強	塑	空	衛	機	別	備考																	
1 一般	機動部材(回送)の貫通スリーブ又は藉入れ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																		
2 一般	回上スリーブ及び藉入れ軸部材	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
3 一般	回上スリーブ及び藉入れの継続	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																		
4 一般	ダクト等管の防水保護の継続	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
5 一般	機造部材(空・空・空)の防水スリーブ及び繋接	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
6 一般	シングルリード型(回上・空上・新規)	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
7 一般	シングルリード型のコンクリート、タラップ等	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
8 一般	シングルリード型の回上・上げ、連接	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
9 一般	地下第二層床面内の排水管	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
10 一般	排水管に対する引掛箇所	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
11 一般	排水管に対する接合部	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
12 一般	排水管のアンカーリング	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
13 一般	管・天井の露出口、残込み、突起等の開口及び繋接	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
14 一般	管・天井の開閉器具、配管器具、蓋等の繋接	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
15 一般	回上部用アンカーリング、金具類の取付	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
16 一般	ダクトスリース、ペイントマットの取締及び埋込	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
17 一般	各設置の取締、壁、天井の名称印	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
18 一般	外壁材付ガリバー	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
19 一般	化粧板代出入口	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
20 一般	遮蔽テープコムユニット管を抱きバー	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
21 一般	遮蔽テープコムユニット用抱き出し	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
22 一般	排水管内の詰木及び詰蓋	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
23 一般	新規内装仕上げ装置	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
24 一般	新規内装仕込みスチールタップ	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
25 一般	機械室、電気室のシッター、ビット及び蓋	◎	●	●	●	●	●	●	●	●																		
26 一般	新規壁、床板台、鋼製台、鋼製管等に接続する各種配管	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																		
27 一般	既存台(トランク)、洗面槽、水栓器、水栓器	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
28 一般	シンクフード及びダクト接続	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
29 一般	シンクフード・天井台	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
30 一般	回上部各器具	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
31 一般	新規管及び第一側への接続接続	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
32 一般	汚水管、雨水管及び外観管	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
33 一般	子細管、L字細管、直角細管	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
34 一般	ゾンタール、ハンモルートの取扱い	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
35 一般	化粧部マンホール、丸鉛管・ハンドドームの光孔及び手洗い	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
36 一般	排水管・配管器具の接続及び接続	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
37 一般	排水工事一、オイルサーバックスタンク用防油渠	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
38 一般	排水工事一、接続工事	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
39 一般	貯糞タンク、貯糞槽工事	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
40 一般	雨水管・貯水槽工事	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
41 一般	透水管・貯水槽工事	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
42 一般	防煙シャワー、運動装置(作動調整用)	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
43 一般	熱・排煙連携装置及び吸排気装置、手動操作装置(作動調整用)	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
44 一般	熱・排煙連携装置及び吸排気装置、手動操作装置(作動調整用)	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
45 一般	吸排気装置及び配管装置での配管接続工事	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
46 一般	電動マッターラー、自動ドアの新設、昇、降、二次制御装置等の接続工事	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
47 一般	屋上排水・貯水槽接続	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		

年 月 日	課 長	担 当	工 事 名 称	第 94 号 木内々小学校バスケットゴール改修工事
● ●			工 事 名 称	特記仕様書IV
圖 面 名			圖 面 名	No. 4 / 建



案内図 S=NON



配置図 S=1:500

// 工事対象範囲を示す。

承認	担当	製図

第94号 木内々小学校バスケットゴール改修工事  
案内・配置図

A1:1/500

A3:1/1000